入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

除医療根	幾関名_				
. 入院	基本料・	特定入院料の届出			
届出入	烷基本米	4・特定入院料(届出区分)			
口病	車ごと σ		酒の小な	(.\tht或(:	
			かい アン・ム	0 75561	一両する内外区が成分の場合に成る
(Ш	こは、説	≶当する場合「✔」を記入のこと)			
本届出の	の病棟数	女※(医療機関全体の数	数ではなく	〈、届出	に係る数を記載)
本届出(の病床数	女 ※ (医療機関全体の	数ではなく	〈、届出	に係る数を記載)
	完基本米	4・特定入院料の届出区分の変更なし (口には、	該当する	る場合「✓」を記入のこと)
<i>手</i> =#a	亜昌 介帯	2置に係る加算の届出			
				-1.7	7 + のについては「町戸山・棚の口に「 / ・ ナ=
		はるものについては「新規庙出」懶、既に	届出を仃	つている	らものについては「既届出」欄の□に「✔」を記
新規	こと。) 既	項目名	新規	既	項目名
届出	届出	· 块口石	届出	届出	持口
		 夜間看護加算			 看護補助加算
		(療養病棟入院基本料の注13)			(障害者施設等入院基本料の注9)
		急性期看護補助体制加算			看護職員夜間配置加算
		25 対 1(看護補助者 5割以上)			12 対 1 配置加算 1
		25 対 1 (看護補助者 5 割未満)			12 対 1 配置加算 2
		50 対 1			16 対 1 配置加算 1
		75 対 1			16 対 1 配置加算 2
		夜間 30 対 1			看護補助加算
		夜間 50 対 1			看護補助加算 1
		夜間 100 対 1			看護補助加算2
		看護配置加算			
					夜間 75 対 1 看護補助加算
_		看護職員配置加算]	看護職員夜間配置加算
		(地域包括ケア病棟入院料の注3)			(精神科救急入院料の注5)
		看護補助者配置加算			看護職員夜間配置加算
		(地域包括ケア病棟入院料の注4)]	(精神科救急・合併症入院料の注5)
		看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)			認知症夜間対応加算 (認知症治療病棟入院料の注3)
			•		
. 入院	患者の数	対及び看護要員の数			
① 1	日平均	入院患者数〔A〕 人(算	拿出期間	年	月日~ 年月日)
	※/小类	 対点以下切り上げ			
	74,1,3				
② P	177451	ロッとし手辞呼号両署数	1 [6	· / (D	*** ママンフ ツ小粉 もいて笠 0 はいてばけやて
		日当たり看護職員配置数		-	数×8)〕 ※小数点以下第2位以下切り捨て
((参考)	1日看護職員配置数(必要数):	$\rfloor = [\ ($	A/配置	置区分の数)×3 〕※小数点以下切り上げ
⊘ ≢	建苯唑早	中の手護師の比較			
③ 看	護城貝	中の看護師の比率%			
[[月平均	1日当たり看護職員配置数のうちの看護的	™数/1日	看護職	員配置数〕

4	平均在院日数	日(算出期間	年	月	日 ~	年	月	目)
	※小数点以下切り上げ							
⑤	夜勤時間帯(16時間)	<u>時</u> 分	~		時	分		
6	月平均夜勤時間数	<u>時間</u> 〔(〔	O-E)	∕B] >	《小数点第2	2位以下切	り捨て	
7	月平均1日当たり当該入院料の ※小数点以下第2位以下切り捨て 《看護職員配置加算(A308-3 (参考)最小必要数以上の看護	地域包括ケア病棟。	入院料の)注3) [:]	を届け出る	場合に記	蠘≫	<u>人</u> ※小数点以下切り上げ
8	月平均1日当たり看護補助者配 《看護補助加算(A106 障害者) 看護補助者配置加算(A308- (参考) 1日看護補助者配置数	施設等入院基本料の 3 地域包括ケア病材	-)注 9)、 東入院料 	、A207-3 Iの注4)	急性期看 を届け出	護補助体	制加算:記載》	
9	月平均1日当たり看護補助者夜 《看護補助加算(A106 障害者) 1看護補助加算を届け出る (参考) 夜間看護補助者配置数	施設等入院基本料の 場合に記載≫	<u>)</u>)注9)	、A207-	3 夜間急性	生期看護袖	助体制	
10	月平均1日当たりの主として事 ※小数点第3位以下切り捨て (参考) 主として事務的業務を ※小数点第3位以下切り捨て			_				

4. 勤務実績表

種別**1	番号	病棟名	氏名	雇用· 勤務形態 ^{※2}	看護補助者 の業務 ^{※3}	夜勤の (該当する一 つにO) **4	夜勤従事者	4 -	別の 2日 曜		牧 ^{※6} 日 曜	月延べ勤務時 間数	(再掲) 月平 均夜勤時間数 の計算に含ま ない者の夜勤 時間数 ^{※7}
= =#6 T				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専							
看護師				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専							
准看護				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専							
師				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専							
看護補				常勤·短時間·非常勤·兼務	事務的業務	有·無·夜専							
助者				常勤·短時間·非常勤·兼務	事務的業務	有·無·夜専						^^^^	

夜勤従事職	跋員数の計	(B)		月延べ勤務時間数 (上段と中段の計)	(C)		
月延べ夜	勤時間数	(D-E)		月延べ夜勤時間数 (中段の計)	(D) **		(E)
(再掲) 主と	こして事務的業務を行う看護	補助者の	月延べ勤務	勢時間数の計	(F)] **9	
1日看護職員配置数 (必要数) **10			月平均	1日当たり看護職員配置	数	(c/	(日数×8)]
主として事務的業務を 行う看護補助者配置数 (上限)	[(A/200) ×;	3)		1日当たりの主として事 務を行う看護補助者配置		[F/	(日数×8)]

- 注1) 1日看護職員配置数 ≦ 月平均1日当たり看護職員配置数
- 注2) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 ≧ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数

〔急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合の看護補助者の算出方法〕

看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計〔G〕				
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔H〕	〔C〕-〔1日看護職員配置数×日数×8〕			
看護補助者のみの月延べ夜勤時間数〔Ⅰ〕	看護補助者(みなしを除く)のみの〔D〕			
1日看護補助者配置数(必要数) ^{※10} [J]	[(A/配置区分の数 ^{※11})×3]			
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者を含む)	[G+H/ (日数×8)]			
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者を除く) [K ^{※12}]	[G/ (日数×8)]			
夜間看護補助者配置数(必要数)※10	A/配置区分の数 ^{※11}			
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	[I / (日数× 1 6)]			
看護補助者(みなし看護補助者を含む)の最小必要数に対する看護補助者(みなし看護補助者を除く)の割合(%)	[(K/J) ×100]			

[看護職員配置加算(地域包括ケア病棟入院料の注3)を届け出る場合の看護職員数の算出方法]

1日看護職員配置数(必要数) ^{※10} [L] ^{※13}	[(A/13) × 3]			
月平均1日当たり看護職員配置数	[C/(日数×8)]			
月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職				
員配置数	[{C−(L×日数×8)} / (日数×8)]			

[記載上の注意]

- ※1 看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。 看護部長等、専ら病院全体の看護管理に従事する者及び外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、当該保険医療機 関附属の看護師養成所等、病棟以外のみに従事する者については、記載しないこと。
- ※2 短時間正職員の場合は雇用・勤務形態の「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は、雇用・勤務形態の「兼務」に〇を記入すること。
- ※3 看護補助者について、延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が占める割合が5割以上の 者は「事務的業務」に〇を記入すること。
- ※4 夜勤専従者は「夜専」に〇を記入すること。月当たりの夜勤時間が、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1 入院基本料を算定する病棟においては16時間未満の者(短時間正職員においては12時間未満の者)、急性期一般入 院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外においては8時間未満の者は無に〇を記入すること。
- ※5 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤専従者は含まない)は1を記入すること。 ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月 間の延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)で除して得た数を記入すること。

看護職員と看護補助者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。

※6 <u>上段</u>は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、<u>下段</u>は夜勤時間帯において当該病棟

以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。

- ※7 次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。
 - ①夜勤専従者、②急性期一般入院基本料、7 対 1 及び 10 対 1 入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が 16 時間未満の者(短時間正職員においては 12 時間未満の者)、③急性期一般入院基本料、7 対 1 及び 10 対 1 入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が 8 時間未満の者
- ※8 [D]は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」(月延べ勤務時間数欄の中段)の計である。
- ※9 [F]は、看護補助者の業務の欄において「事務的業務」に〇を記入した看護補助者のみの「月延べ勤務時間数」 の計である。
- ※10 小数点以下切り上げとする。
- ※11 「配置区分の数」とは、当該届出に係る入院基本料又は加算において求める看護配置数(例えば、急性期一般 入院料1の場合「7」、10対1入院基本料の場合「10」、25対1急性期看護補助体制加算の場合「25」、夜間30対1 急性期看護補助体制加算の場合「30」)をいう。
- ※12 地域包括ケア病棟入院料の注4に掲げる看護補助者配置加算は、みなし看護補助者を除いて要件を満たす必要がある。
- ※13 地域包括ケア病棟入院料を届け出る場合には、13対1の「13」で計算するが、地域包括ケア病棟入院料の注2 の届出を行う場合にあっては、15対1の「15」で計算すること。
- ※14 地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合には、作業療法士及び精神保健福祉士を看護職員配置数に含めることができること。この場合、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士は、勤務実績表において准看護師として記入すること。
- ※15 特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は精神療養病棟入院料を届け出る場合には、「月平均1日当たり看護職員配置数」は「月平均1日当たり看護職員及び看護補助者配置数」、「1日看護職員配置数(必要数)」は「1日看護職員及び看護補助者配置数(必要数)」と読み替えること。この場合、看護職員数及び看護補助者数の合計が基準を満たすこと。

「届出上の注意」

- 1 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において、看護配置が異なる病棟ごとに届出を行う場合は、一般病棟入院基本料の届出は、同一の看護配置の病棟ごとにそれぞれ本届出を作成すること。
- 2 届出前1か月の各病棟の勤務実績表を添付すること。
- 3 月平均夜勤時間超過減算を算定する場合には、看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 4 夜勤時間特別入院基本料を算定する場合には、医療勤務環境改善支援センターに相談し、相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 5 夜間看護加算(A101 療養病棟入院基本料の注 13)、A207-4 看護職員夜間配置加算、看護職員夜間配置加算(A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注7、A311 精神科救急入院料の注5、A311-3 精神科救急・合併症入院料の注5)は、常時16 対1(A207-4 看護職員夜間配置加算は、12 対1の場合も含む。)を満たす必要があるため、日々の入院患者数によって夜間の看護配置数が異なるものである。そのため、届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類を添付すること。